

**大阪市障がい者支援計画・
第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画
(案)**

目次

I	総論.....	1
1	計画策定の背景.....	1
【1】	大阪市のこれまでの取組.....	1
【2】	大阪市の今後の方向性	1
2	計画の基本的な考え方	2
【1】	計画の位置づけ	2
【2】	計画の基本理念・基本指針.....	3
【3】	計画の推進体制	4
II	障がい者支援計画	5
1	共に支えあって暮らすために.....	5
【1】	啓発・広報.....	5
【2】	情報・コミュニケーション.....	6
2	地域での暮らしを支えるために.....	7
【1】	権利擁護・相談支援	7
【2】	生活支援.....	9
【3】	スポーツ文化活動	10
3	地域生活への移行のために.....	11
【1】	施設入所者の地域移行	11
【2】	入院中の精神障がいのある人の地域移行.....	12

4	地域で学び・働くために.....	13
【1】	保育・教育.....	13
【2】	就業.....	14
5	住みよい環境づくりのために.....	15
【1】	生活環境.....	15
【2】	安全・安心.....	16
6	地域で安心して暮らすために.....	17
【1】	保健・医療.....	17
Ⅲ	障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	19
1	成果目標.....	20
【1】	施設入所の地域移行.....	20
【2】	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	20
【3】	福祉施設からの一般就労.....	21
【4】	地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	22
【5】	障がい児支援の提供体制の整備等.....	23
【6】	相談支援体制の充実・強化等.....	23
【7】	障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制構築.....	23
2	各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な見込量.....	24
【1】	障がい福祉サービス等の見込量.....	24
【2】	地域生活支援事業の見込量.....	27

1 計画策定の背景

【1】大阪市のこれまでの取組

- ・ 1983（昭和 58）年度を初年度とする「障がい者対策に関する大阪市長期計画」、1993（平成 5）年度に 2 期計画である「障がい者支援に関する大阪市新長期計画」を策定。
- ・ 1998（平成 10）年度には、重点施策実施計画である「大阪市障がい者支援プラン」において、具体的な数値目標を示し、施策の推進を図ってきました。
- ・ 2003（平成 15）年度には、第 3 期の 10 か年計画である「大阪市障がい者支援計画」を策定。
- ・ 2006（平成 18）年度の「障害者自立支援法」の施行によるサービス体系の変革を踏まえ、障害福祉サービスに関する事項については「大阪市障がい福祉計画」として策定。
- ・ 2012（平成 24）年度以降は、総合的かつ計画的な推進を図るための 6 か年計画である「大阪市障がい者支援計画」と、3 年ごとの障がい福祉サービスに関する事項を盛り込んだ「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定。
- ・ 2018（平成 30）年度からは、障がい児通所支援等に関する事項を盛り込んだ、「大阪市障がい児福祉計画」を「大阪市障がい者支援計画」及び「大阪市障がい福祉計画」とともに一体的に策定し、施策の推進を図っています。

【2】大阪市の今後の方向性

- ・ これまでの計画の基本的な考え方を更に発展させて今回の計画を策定し、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して住み続けられる市民参加のインクルーシブな社会の実現をめざし、取組を進めます。

2 計画の基本的な考え方

【1】計画の位置づけ

この計画は、障がい者施策を総合的に推進する観点から、次の3つの計画を一体的に策定するものです。

名称及び根拠法	概要
大阪市障がい者支援計画 (障害者基本法)	<ul style="list-style-type: none">障がい者施策の基本的な方向性を示すもの中長期の計画として、障がい福祉計画等の終期も勘案し、計画期間は6年間 ⇒ 2018(平成30)年度～2023(令和5)年度
第6期 大阪市障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	<ul style="list-style-type: none">障がい福祉サービス等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの国の基本指針に基づき、計画期間は3年間 ⇒ 2021(令和3)年度～2023(令和5)年度
第2期 大阪市障がい児福祉計画 (児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none">障がい児通所支援等について、国の基本指針に基づき成果目標を設定するとともに、必要なサービス見込み量等を定めるもの国の基本指針に基づき、計画期間は3年間 ⇒ 2021(令和3)年度～2023(令和5)年度

施策の展開にあたっては、障がいのある人のための施策に関連した他の計画と連動させることで、一層の効果을上げていきます。

障がいのある人のための施策に関連した他の計画として、「大阪市地域福祉基本計画」等があります。「大阪市地域福祉基本計画」は、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策が連携しながら、市民の地域生活を支援することで、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざす計画です。

【2】計画の基本理念・基本指針

障害者基本法の基本理念にのっとり、これまでの取組や障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、大阪市では3つの基本方針を引き継いでいきます。

障害者基本法の基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

大阪市の基本方針

- (1) 個人としての尊重
- (2) 社会参加の機会の確保
- (3) 地域での自立生活の推進

また、6つの計画推進の基本的な方策に沿って施策を推進していきます。

計画推進の基本的な方

- ・ 生活支援のための地域づくり
地域共生社会の実現に向け、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築などに取り組みます。
- ・ ライフステージに沿った支援
一人ひとりのライフステージに沿った支援が途切れることなく提供できるよう、児童福祉、高齢福祉をはじめとする関連福祉施策及び保健医療、教育、就業施策が連携した支援体制の構築などに取り組みます。
- ・ 多様なニーズに対応した支援
重症心身障がい、重度・重複障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいや発達障がいのある人などの、多様なニーズに対応していくために、それぞれのニーズを把握しながら、専門機関や地域の関係機関、サービス事業所の連携体制を構築し、家族も含めた適切な支援などを進めます。

計画推進の基本的な方策

- ・ 差別解消及び権利擁護の取組の推進
「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人もない人も互いに尊重し共生できる差別のない地域社会をめざし、市民や事業者が、障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう研修や啓発に取り組むとともに、障がいを理由とする差別に関する相談体制の充実を図るなど、関係機関と連携して効果的な取組などを推進します。
- ・ 支援の担い手の確保と資質の向上
事業所職員や専門的ノウハウを持つ支援者が、人権擁護の視点をもって、専門性を活かしながら支援や活動を続けられる環境づくりなどを進めます。
- ・ 調査研究の推進
障がいのある人に関する専門領域の調査・研究を国や府の情報や施策も活用しながら推進し、その結果を本市施策へ反映させ、生活を支援するサービスの一層の向上を図ります。

【3】計画の推進体制

大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において、本計画が着実に実施されるよう、継続的に進捗状況の確認や評価を行うとともに、当事者意見の反映に努めます。

Ⅱ 障がい者支援計画

1 共に支えあって暮らすために

【1】啓発・広報

2016（平成 28）年 7 月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、元施設職員により多数の施設入所者が殺傷されるという大変痛ましく許しがたい事件が発生しました。

この事件のように、障がいや障がいのある人に対する誤った認識が広がるようなことは、決してあってはなりません。

また、大阪市内でも障がい者への理解不足などによる差別事象も起こっており、市民・事業者・地域で活動する多様な主体など、すべての人に障がいや障がいのある人への正しい理解を持っていただくことが大切です。

2016（平成 28）年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されましたが、現在も障がいや障がいのある人に対する理解不足から、店舗への入店拒否や住宅を借りる際の入居拒否、就労における差別など、様々な分野において差別が見られます。

障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に住民として地域で生活することができる社会を実現するため、本計画の基本方針について市民の理解を深めるために今後とも積極的な啓発・広報活動が必要です。

施策の方向性

（1）啓発・広報の推進

- 障がいを理由とする差別の現状や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえて、市民や事業者、地縁団体やボランティア団体、NPO、社会福祉法人等など、地域のさまざまな活動主体に対し、法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、啓発活動に取り組みます。
- 様々な機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページ・SNS等の活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。

（2）人権教育・福祉教育の充実

- 学校教育においては、多様な障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるための学習を進めます。
- こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。

【2】 情報・コミュニケーション

「障害者基本法」の主旨を踏まえ、コミュニケーション・情報収集等の保障は、障がいがあることによりコミュニケーションが困難な人たちが、地域で生活するうえで重要なことであり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいの状況や特性に応じた支援が必要です。

大阪市では、2016（平成 28）年 1 月に「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を施行しました。

手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とするすべての人が、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会の実現が求められています。

障がいを理由とする差別の解消のため、大阪市においても職員対応要領に沿って、障がいのある人が求める配慮に対し適切に対応できるよう、引き続き、全庁的な取組を推進していかなければなりません。

施策の方向性

(1) わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実

- 障がいのある人が利用できるサービスの情報などを、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- 障がいがあることにより情報を入手することが困難な人について、対象者の状況及びニーズ並びに障がいの特性に応じて様々な ICT を活用し、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。
- 意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを行うとともに、手話、要約筆記、点字、対面朗読、録音図書、コミュニケーションボード、電話リレーサービス、NET119 などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。
- 手話が言語であるという認識に基づき、各所属がしっかりと連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。
- 情報格差が生じることのないよう、また、ICT の活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報に対するアクセスをはじめとした、情報バリアフリーの推進に努めます。

2 地域での暮らしを支えるために

【1】 権利擁護・相談支援

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重しあいながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用できることが不可欠です。

しかし、サービスを利用するにあたり必要な情報の収集や判断に困難がある人もおられることから、サービス利用の支援と権利擁護、苦情解決の仕組みの充実が必要です。

また、自らの意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された生活が送れるよう、意思決定について支援することが求められています。

福祉サービスを支える人材の確保は大変重要な課題であり、大阪市としても、サービス基盤の確保・サービスの質の向上の視点から、福祉人材の確保・定着・育成のための対応を検討していくことが必要です。

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備する「地域生活支援拠点等」の整備を進め、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の充実を図る必要があります。

また、障がいのある人の重度化・高齢化、8050問題など、福祉課題がより複雑化・多様化・深刻化する中、複合的な課題を抱えた世帯では、障がい者本人に対する支援だけでなく、世帯に対し一体的に支援することが重要です。加えて、相談支援につながっておらず地域で孤立している世帯や、障がいのある人に対し、今後を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことも必要となっています。

障がいを理由とする差別の解消のためには、市民、事業者に対しての啓発活動とともに、相談窓口での的確な対応が重要であり、関係機関が連携して効果的な取組を進めていかなければなりません。

また、障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、引き続き関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

(1) サービス利用の支援

- 福祉サービスを適切に利用できるよう、ホームページや区保健福祉センターの窓口等、様々な機会をとらえ、必要な情報を提供します。
- 福祉・介護人材の確保のため、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。
- 判断能力が不十分であっても、地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して支援する仕組みの構築を進めます。

(2) 相談、情報提供体制の充実

- 区障がい者基幹相談支援センターが、区域の相談窓口として中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に取り組みます。
- 障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親亡き後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、課題を整理し体制を整備します。また、その機能の充実に図ります。
- 市と区の地域自立支援協議会の連携を進め地域自立支援協議会を活性化させます。

(3) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組

- 障がいを理由とする差別に関する相談窓口で的確に相談対応ができるよう、対応力の向上に向けた窓口職員への研修を実施します。
- 相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行います。

(4) 虐待防止のための取組

- 障がいのある人への虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行います。
- 区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターにおいて、養護者による虐待に適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。
- 虐待事案が発生した時には関係部局が連携し、各関係規定に基づき実態の把握から事業所の改善報告及び支援内容の改善に対する支援まで、迅速な対応を行います。
- 市及び区においては、地域のネットワーク強化を図るため、虐待防止連絡会議の開催など、引き続き関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進めます。

【2】生活支援

2018（平成 30）年 4 月に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が一部改正され、新たな福祉サービスが創設されるなど、サービスの充実が図られています。

大阪市としては、サービスを必要とする方が安心して利用することができるよう、円滑にサービスが提供できる体制を整備していく必要があります。

また、医療的ケア児の支援の充実を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が協働し、総合的に支援を行っていくことが求められています。

今後も、障がいのある人が身近なところで適切なサービスを受けられるよう引き続き取り組んでいくことが必要です。

施策の方向性

（1）障がい福祉サービス等の充実

- 障がい福祉サービスや年金制度をはじめとした所得の保障制度の充実について、国に対して働きかけていきます。
- 障がいのある人たちの「住まい」の場であるグループホームにおいては、制度の充実について国に要望していくとともに、設置促進に努めます。

（2）障がいのあるこどもへの支援の充実

- 児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、障がいの重度化・重複化や多様化に対する専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密な連携等、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する取組を進めます。
- 障がいのあるこどもを早期に発見し、適切な支援を早期に受けることができるよう取り組むとともに、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援の必要性を踏まえた取組を進めます。
- 障がい児入所施設に入所している児童が 18 歳以降も適切な場所で適切な支援を受けられることができるよう、支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアの必要な障がいのあるこどもに対する支援体制の充実に向けて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関の協議の場において、医療的ケアの必要なこどもの支援を総合的に調整するコーディネーターについて、発達段階に応じて求められる役割の整理と人材の確保・養成に努めます。
- 医療的ケア児や家族（支援者）が身近な地域で利用可能な、短期入所事業の実施を検討します。

【3】スポーツ文化活動

障がいのある人が心豊かな地域生活を送るためには、充実した余暇を過ごすことが重要であり、社会参加の機会の確保やスポーツ・文化活動の振興を図る必要があります。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の盛り上がりを契機に、障がいのある人のスポーツ活動への参加をより一層促進するとともに、障がいのある人もない人も誰もがスポーツと一緒に親しみ楽しめる機会づくりや環境づくりを行うなど、身近な地域でのスポーツ活動を推進していくことが必要です。

障がい者スポーツに加え、芸術・文化活動についてもあわせて振興を図り、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進していくことが重要であり、その支援が求められています。

施策の方向性

(1) スポーツ・文化活動の振興

- 障がいのある人がスポーツを始めるきっかけづくりや、障がい者スポーツに対する市民の関心を高めるため、障がい者スポーツの振興を図ります。
- 市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上、バリアフリー化の一層の促進を図ることや、視覚障がい者等の読書環境の充実等、障がいのある人に配慮した環境整備を進めます。
- 長居障がい者スポーツセンターの老朽化の現状、新たな障がい者スポーツや多様化するニーズを踏まえ、施設整備の方向性の検討を行います
- 障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、身近な地域におけるスポーツ活動や芸術・文化活動を推進します。

(2) 地域での交流の推進

- 障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。

3 地域生活への移行のために

【1】施設入所者の地域移行

障がいのある人やそのご家族などが、安心して生活していくためには、相談支援体制や福祉サービスなどの地域生活を支援する体制の充実が必要です。

施設入所支援については真に必要な人への支援とし、施設入所を希望されても可能な限り地域で生活を継続することができるよう、地域において適切なサービスに繋がるような支援を行う必要があります。

障がいのある人が適切な支援がないことにより、本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは「人権侵害」であるとの認識に立ち、取組を推進していく必要があります。

施設での生活が長期化することにより、本人や家族に対する地域生活に移行することへの不安解消や意欲の喚起について、時間をかけてきめ細かな支援を行うことが必要となります。

地域生活への移行後を支える「地域で暮らすための受け皿づくり」も重要です。グループホーム等の住まいの確保や、各種サービスを提供する支援体制を整備する必要があります。

施策の方向性

(1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた意識づくり

- 障がいの程度にかかわらず施設入所者の状況や生活に関する意向について把握に努め、必要に応じた働きかけができる仕組みを構築していきます。

(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

- 施設入所者の地域生活のイメージを作るために、体験的な外出や地域生活の場の見学、障がい当事者との交流、体験宿泊等の取組を進めます。
- 障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童や、市外施設への入所者について、地域移行を進めるとともに、適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、必要な支援のあり方について検討し、支援体制の充実を図ります。

(3) 地域で暮らすための受け皿づくり

- グループホーム等の住まいの確保や、日中活動の場のや居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制など、地域における受け皿の十分な確保に努めます。
- 地域で共に住民として生活することができる社会の実現に向け、市民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進に取り組みます。

【2】入院中の精神障がいのある人の地域移行

大阪市では、精神障がいのある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取組として、独自で地域生活移行支援事業を開始しました。

こころの健康センターを窓口として、精神科病院と調整・連携しながら、委託機関である地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、入院している病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や社会資源見学等をしながら、地域移行をめざしてきました。

病院での生活が長期化することにより、本人や家族に対する地域生活へ移行することへの不安解消や意欲の喚起について、きめ細かな支援を行うことが必要となります。

大阪市内に精神科病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行い、継続的な取組ができるよう国にも提言、要望をしていく必要があります。

施策の方向性

（1）精神科病院との連携

- 大阪市内の精神科病院に入院している人が多いため、こころの健康センターが、病院や大阪府と連携しながら地域移行を推進していきます。

（2）地域活動支援センター（生活支援型）等との連携

- こころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）がともに技術支援を行うとともに支援体制の強化に向けた検討を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。

（3）精神科病院入院者への働きかけ・支援

- 入院中の対象者へピアサポーターを中心に地域の生活情報提供等を実施します。

（4）地域住民への理解のための啓発と家族への働きかけ

- 市民講座など様々な機会に、各区で市民啓発に取り組み共に生きる地域の大切さを伝えます。また、家族が安心できるよう、地域生活に関する情報提供や、各区精神保健福祉相談員が行う相談及び家族教室の充実に向けて取り組みます。

（5）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域自立支援協議会との連携を図りながら、安定した地域生活が継続して送れるよう支援していきます。

4 地域で学び・働くために

【1】 保育・教育

大阪市においては、これまでも障がいのあるこどもの人権の尊重を図り、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育を推進しています。

国においては、「障害者基本法の改正」等の法整備が進められる中、教育分野では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が求められています。大阪市が従来より進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのあるこどもが地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた大阪市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めていく必要があります。

また、本人や周囲が発達障がいに気づかないまま社会に出て、孤立していくケースもあることから、在学時からより適切な気づきと支援が受けられるよう教員の研修等の充実に努めるとともに、教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、家族も含めて支援する体制の構築が必要です。

施策の方向性

(1) 就学前教育及び義務教育段階における充実

- 障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、地域の中で共に育ちあう保育・教育を進めます。
- 教育・保育施設の利用を希望する障がいのあるこどもが、教育・保育施設を利用できるような環境の整備に努めます。

(2) 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

- 卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。

(3) 生涯学習や相談・支援の充実

- 障がいの有無にかかわらず、生涯を通じて学べるよう「生涯学習大阪計画」に基づき施策を推進していきます。

(4) 教職員等の資質の向上

- すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。

【2】 就業

障がいのある人の就業を支援するための職業リハビリテーションと就業の場を確保するために、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センター、大阪市障がい者就業・生活支援センターなどの能力開発施設や就業生活支援施設の設置・拡充に努めてきました。大阪市職員採用においても障がい者採用の推進に努めてきています。

また、就労後の職場定着がうまくいかず、離職する人も多くなっており、長く働き続けるための支援が必要となっています。

障がいのある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や健康管理のほか、居宅の確保、金銭管理、医療とのつなぎ、権利擁護に関する課題など生活のあらゆる分野へのきめ細かな支援が必要です。こうした働く障がいのある人の多様な生活課題に対応した総合的な就業支援体制が必要です。

また、障がいの特性や状況に応じた多様な就業支援・就業形態についても求められています。

施策の方向性

(1) 就業の推進

- 通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。
- 大阪市における物品等の調達については、「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施行令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしていきます。

(2) 就業支援のための施策の展開

- 障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の社会資源と連携して、障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の質の向上に努めます。

(3) 福祉施設からの一般就労

- 障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現していくために、就労移行支援事業者等が障がい特性に配慮し、利用者の希望等に沿った就労支援が実施できるよう事業者向け研修を開催するなど、支援力の強化に取り組みます。

5 住みよい環境づくりのために

【1】生活環境

大阪市の建物や施設について、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、エレベーターやスロープ、出入り口などの改善を行っています。

2000（平成12）年に施行された「交通バリアフリー法」に基づき、市内の主要な鉄道駅を中心に、25地区の重点整備地区を設定し、地区ごとに交通バリアフリー基本構想を策定しました。2006（平成18）年に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行された後も、引き続き鉄道駅舎や駅周辺的生活関連施設に至る歩行空間について、一体的にバリアフリー化を進めています。

暮らしの場の確保については、障がいのある人にとって住みやすい環境として、単身でも安心して暮らすことができるよう民間賃貸住宅や市営住宅やグループホーム等の居住の場が充足していることが必要です。また、入居差別や入居拒否が起らないよう、民間賃貸住宅所有者や地域住民の障がいに対するより一層の理解の促進が重要です。

施策の方向性

（1）生活環境の整備

- 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」や「障害者差別解消法」の考え方に沿って、大阪市の建物をはじめ、たくさんの人が利用する民間の建物について、障がいのある人をはじめ、すべての利用者が利用しやすくなるよう整備や啓発に努めます。

（2）移動円滑化の推進

- 障がいのある人や関係事業者等と連携して策定した基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

（3）暮らしの場の確保

- グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な「住まい」であり、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した設置促進に努めるとともに、国の補助制度の対象外である賃貸住宅等を活用した設置に対する大阪市の整備補助等について、引き続き実施していきます。

【2】安全・安心

障がいのある人などの避難支援等については、障がいの程度にかかわらず、関係機関等と連携を図りながら、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、具体的な取組を推進していく必要があります。

災害時や緊急時について、避難行動要支援者をはじめ、障がいのある人等を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難させたりすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題です。

また、災害の被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要であり、障がいのある人自身が可能な範囲で災害に備えるとともに、地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を進める必要があります。

令和2年2月に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大により、障がいのある人が活動を自粛し、生活リズムを崩されたり、事業所でのクラスターの発生によりサービス提供に支障をきたす事態が起こり、障がいのある人が安心・安全に障がい福祉サービスを継続利用できるための体制整備が求められています。

施策の方向性

(1) 防災・防犯対策の充実

- 個人情報の保護に留意し、支援を要する人の所在把握や避難支援プランの作成を通じて、状況や支援内容を日常的に把握します。
- 様々な障がいの特性について理解を深め、障がい特性に配慮しながら、障がいのある人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実を図ります。
- 避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、避難された後の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図り、福祉避難所で必要となる医薬品や生活物品の確保の取り組みを実施します。
- 障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発、防犯活動を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等、感染症の発生時において、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、事業所からの意見等を踏まえ、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。

6 地域で安心して暮らすために

【1】保健・医療

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が課題となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において、健康でいきいきと暮らしていくためには、福祉サービスと在宅医療の充実などをより一層図り、個々人の状況に応じた健康づくりと安心して医療を受けられることが必要です。

障がいのある人が適切な医療を受けるにあたっては、医療機関における障がいに対する理解やコミュニケーションの配慮、及びアクセスや設備などが整った受診しやすい環境づくりを関係機関などが連携し進めていく必要があります。

医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域生活を支えるため、保健・医療・福祉が連携した支援体制の整備が必要です。

外出することが困難な精神障がいのある人を支援するために、相談体制の充実や安心して参加できる居場所づくり等の取り組みが必要です。また、精神障がいのある人が安心して地域で生活するためには、身近なところで必要なときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要です。

依存症について、医療機関や民間団体・回復施設等と相互に連携し、地域のニーズに総合的に対応するため、地域の実情に応じた必要な支援を推進することが求められています。

難病患者にとって、疾病に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的、経済的負担は大きいものがあります。医療費負担の軽減や療養生活上の相談、在宅療養における居宅生活支援、また、疾病・介護・療養に関する情報提供など、医療と保健・福祉が連携した難病患者に対する幅広い支援の推進が求められています。

施策の方向性

(1) 総合的な保健、医療施策の充実

- 身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。また、コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。

(2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実

- 医療機関と連携し医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。

施策の方向性

(3) 療育支援体制の整備

- 乳幼児健康診査や4・5歳児発達相談等によって障がいが疑われたこどもへの早期療育支援体制の充実に努めます。

(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

- 地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）などと連携強化するとともに、複合的課題に対応していけるよう、こころの健康センターが技術的支援を行います。
- 相談体制を充実させるとともに生活技能訓練を実施し、外出することが困難な精神障がいのある人が、安心して参加できる居場所づくり等の取り組みを行います。

(5) 依存症対策の推進

- 依存症に対する理解を深められるよう、支援者に対する研修を実施するとともに、家族に対する家族教室の充実、依存症に関する普及啓発に努めます。

(6) 難病患者への支援

- 養育経験者（ピアカウンセラー）等による療養相談会や、交流会等について、患者・家族が参加や相談しやすいものとなるよう、より充実を図ります。

Ⅲ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

大阪市障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第 88 条に基づく市町村障がい福祉計画として策定するもので、大阪市として 6 期目の計画であり、国の基本指針に基づき 2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度の 3 年間を計画期間とします。

また、大阪市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく市町村障がい児福祉計画として策定するものであり、国の基本指針に基づき 2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度の 3 年間を計画期間とします。

国の基本指針においては、「市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である」とし、次の 7 項目を示しています。

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障害者の社会参加を支える取組

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の 7 つの成果目標を定めています。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障害児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

大阪市では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、国の基本指針に即して成果目標を設定するとともに、2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度までの 3 年間における各サービス等の見込量を定めます。

1 成果目標

【1】施設入所の地域移行

① 地域移行者数

102人（2020（令和2）年度から2023（令和5）年度の4年間）

② 施設入所者数

1,306人（2019（令和元）年度末）→ 1,285人（2023（令和5）年度末）

【21人の減】

【2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

1年平均 316日以上（2023（令和5）年度）

② 精神病床における1年以上の長期入院者数

1,773人（2019（令和元）年度）→ 1,680人（2023（令和5）年度）

【93人の減】

※ 65歳以上と65歳未満の区別は設けません。

③ 精神病床における早期退院率

- 入院後3か月時点 69%以上（2023（令和5）年度）
- 入院後6か月時点 86%以上（2023（令和5）年度）
- 入院後1年時点 92%以上（2023（令和5）年度）

④ 地域移行支援による地域移行者数（大阪市独自の目標設定）

60人（各年度20人）

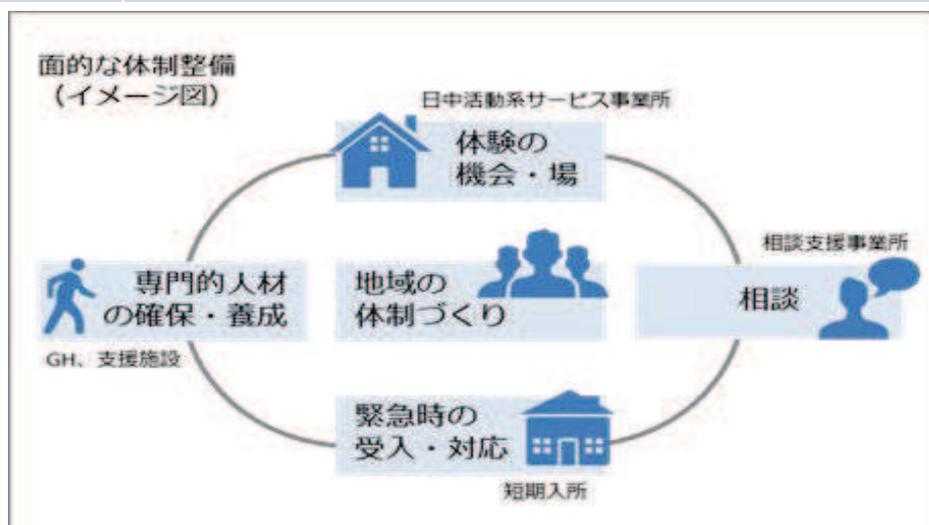
【3】 福祉施設からの一般就労

- ① 2023（令和5）年度の福祉施設（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）から一般就労への移行者数 1,168 人
- ・ 就労移行支援事業からの一般就労への移行者数 663 人
 - ・ 就労継続支援 A 型事業所からの一般就労への移行者数 201 人
 - ・ 就労継続支援 B 型事業所からの一般就労への移行者数 83 人
- ② 2023(令和5)年度の就労支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち 7割が就労定着支援を利用
- ③ 就労支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上にする

【4】 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ① 障がいのある人の地域生活を支援するため、5つの機能を整備する地域生活支援拠点等について、社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を支える面的整備型を基本として整備を進める。
- ② 地域生活支援拠点の機能充実のための運用状況の検証及び検討を年1回行う。

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受入・対応	常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあって、GHや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門的人材の確保・養成	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能



【5】 障がい児支援の提供体制の整備等

1. 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - 児童発達支援センター 11 か所
 - 保育所等訪問支援事業 60 か所

2. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 28 か所
 - 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所 31 か所

3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
 - 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場にて、引き続き、課題の共有等、連携を図るため協議を行う。
 - 障がい福祉サービス事業所に従事する職員を対象に実施する医療的ケア児等に関するコーディネーター養成研修の修了者を 139 名配置する。

【6】 相談支援体制の充実・強化等

各区の基幹相談支援センターによる、地域づくり・人材育成を担う相談支援体制を強化する。

【7】 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制構築

サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

- ① 報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起する。
- ② 不正請求等の未然防止や発見のため、大阪府及び審査事務を担っている市町村と連携する。
- ③ 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府及び府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。

2 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な見込量

【1】障がい福祉サービス等の見込量

サービスの種類	単位	2021（令和3）	2022（令和4）	2023（令和5）
訪問系サービス及び短期入所				
居宅介護	人/月	13,859 人	14,635 人	15,455 人
	時間/月	295,993 時間	315,233 時間	335,723 時間
同行援護	人/月	1,420 人	1,444 人	1,469 人
	時間/月	37,809 時間	38,452 時間	39,106 時間
重度訪問介護	人/月	1,884 人	1,897 人	1,910 人
	時間/月	257,427 時間	257,685 時間	257,943 時間
行動援護	人/月	436 人	506 人	587 人
	時間/月	9,628 時間	11,304 時間	13,270 時間
短期入所	人/月	1,454 人	1,595 人	1,750 人
	日/月	9,994 日	10,963 日	12,026 日
日中活動系サービス				
生活介護	人/月	7,320 人	7,525 人	7,736 人
	日/月	123,645 日	127,107 日	130,666 日
自立訓練（機能訓練）	人/月	78 人	79 人	80 人
	日/月	1,082 日	1,101 日	1,121 日
自立訓練（生活訓練）	人/月	323 人	332 人	342 人
	日/月	5,141 日	5,290 日	5,443 日
就労移行支援	人/月	1,526 人	1,543 人	1,560 人
	日/月	23,636 日	23,896 日	24,159 日
就労継続支援 A 型	人/月	2,755 人	2,791 人	2,827 人
	日/月	47,358 日	47,974 日	48,598 日
就労継続支援 B 型	人/月	5,708 人	5,794 人	5,881 人
	日/月	88,109 日	89,431 日	90,772 日
就労定着支援	人/月	510 人	577 人	653 人
療養介護	人/月	313 人	313 人	313 人

サービスの種類	単位	2021（令和3）	2022（令和4）	2023（令和5）
居住系サービス				
共同生活援助	人/月	3,201人	3,490人	3,805人
施設入所支援	人/月	1,296人	1,291人	1,285人
自立生活援助	人/月	51人	61人	73人
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	1箇所	1箇所	1箇所
地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回/年	1回	1回	1回
指定相談支援				
計画相談支援	人/月	9,346人	10,413人	11,480人
地域移行支援	人/月	35人	35人	35人
地域定着支援	人/月	788人	905人	1,022人
障がい児支援				
児童発達支援	人/月	4,203人	4,767人	5,391人
	日/月	47,933日	55,597日	63,423日
医療型児童発達支援	人/月	34人	34人	34人
	日/月	326日	326日	326日
放課後等デイサービス	人/月	8,436人	9,572人	10,528人
	日/月	106,219日	119,459日	130,930日
保育所等訪問支援	人/月	594人	836人	1,175人
	回/月	1,000回	1,403回	1,915回
居宅訪問型児童発達支援	人/月	22人	22人	22人
	日/月	72日	72日	72日
障がい児相談支援	人/月	2,417人	3,006人	3,740人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人/年	39人	89人	139人
発達障がいのある人等に対する支援				
発達障がい者支援地域協議会の開催	回/年	2回	2回	2回
発達障がい者支援センターによる相談支援	件/年	2,445件	2,445件	2,445件
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組				
関係機関への助言件数	件/年	530件	530件	530件
外部機関・地域住民への研修	件/年	248件	248件	248件
外部機関・地域住民への啓発	件/年	3件	3件	3件
支援プログラム等の受講者数	人/年	843人	843人	843人

サービスの種類	単位	2021（令和3）	2022（令和4）	2023（令和5）
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催	回／年	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加	人	10名	10名	10名
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施	回／年	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援利用者数				
地域移行支援利用者数	人／年	27人	27人	27人
地域定着支援利用者数	人／年	346人	409人	472人
精神障がい者の共同生活援助・自立生活援助利用者数				
共同生活援助利用者数	人／年	650人	708人	773人
自立生活援助利用者数	人／年	13人	15人	18人
相談支援体制の充実・強化のための取組				
総合的・専門的な相談支援回数	回／年	40,514回	44,521回	48,528回
地域の相談支援体制の強化				
指導助言件数	件／年	894件	897件	900件
人材育成の支援件数	件／年	307件	326件	345件
連携強化の実施回数	回／年	1,380回	1,401回	1,422回
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組				
障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用				
研修参加人数	人／年	43人	43人	43人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有				
集団指導での注意喚起	回／年	1回	1回	1回
指導監査結果の関係市町村との共有				
指定指導業務に対する調整会議への参加	回／年	1回	1回	1回

【2】 地域生活支援事業の見込量

サービスの種類		単位	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
相談支援事業					
	相談支援事業	箇所	24 か所	24 か所	24 か所
	基幹相談支援センター (機能強化事業含む)				
	住宅入居等支援事業	箇所	33 か所	33 か所	33 か所
成年後見制度利用支援事業		箇所	24 か所	24 か所	24 か所
		実利用者	137 人	152 人	169 人
成年後見制度法人後見支援事業		箇所	1 か所	1 か所	1 か所
地域自立支援協議会		箇所	25 か所	25 か所	25 か所
発達障がい者支援センター運営事業		箇所	1 か所	1 か所	1 か所
		実利用者	846 人	846 人	846 人
障がい児等療育支援事業		箇所	11 か所	11 か所	11 か所
日常生活用具給付事業		件数	65,165 件	66,352 件	67,577 件
移動支援事業		人/月	5,877 人	5,894 人	5,911 人
		時間/月	134,629 時間	134,629 時間	134,629 時間
地域活動支援センター					
	生活支援型	箇所	9 か所	9 か所	9 か所
	活動支援 A 型	箇所	35 か所	35 か所	35 か所
	活動支援 B 型	箇所	6 か所	6 か所	6 か所
手話奉仕員養成事業		実受講者	990 人	990 人	990 人
手話通訳者設置事業		通訳者数	6 人	6 人	6 人
手話通訳者養成研修		登録試験合格者数	※20 人	※20 人	※20 人
		養成講習修了者数	※15 人	※15 人	※15 人
		登録試験合格者数	16 人	18 人	20 人
要約筆記者養成研修		養成講習修了者数	40 人	40 人	40 人
		登録者数	※30 人	※30 人	※30 人
盲ろう者通訳・介助者養成研修		登録者数	※10 人	※10 人	※10 人
手話通訳者派遣		件数	3,799 件	3,824 件	3,850 件
		時間	10,762 時間	10,809 時間	10,857 時間
要約筆記者派遣		件数	221 件	221 件	221 件
		時間	744 時間	744 時間	744 時間
盲ろう者通訳・介助者派遣事業		件数	6,325 件	6,400 件	6,475 件
		時間	25,300 時間	25,600 時間	25,900 時間
地域生活支援広域調整会議等事業 (会議開催回数)		件/年	2 回	2 回	2 回
地域移行・地域生活支援事業 (ピアサポート従事者数)		従事者数	60 人	60 人	60 人
訪問入浴サービス事業		件/年	17,048 件	17,048 件	17,048 件
日中一時支援事業		人/月	109 人	109 人	109 人
		日/月	490 日	490 日	490 日

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

